

事 務 連 絡  
平成 29 年 2 月 17 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願いについて（要請）

平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等については、平成 28 年 7 月 22 日厚生労働省保険局保険課事務連絡「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、平成 29 年 2 月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。この取扱いについては、平成 29 年 3 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

## 記

### 1 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

平成 29 年 2 月末日までとされていた徴収の猶予について、健康保険組合の実情に応じて、平成 29 年 9 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

### 2 一部負担金等徴収猶予の取扱いについて

- ① 一部負担金等徴収猶予の対象となる被保険者及び被扶養者（以下、「猶予対象被保険者等」という。）は、保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける際に、一部負担金等徴収猶予証明書（以下、「猶予証明書」という。）を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出していただく取扱いとすること（保険薬局の場合にあっては、処方せんに猶予証明書を添えるものであること。）。
- ② 猶予対象被保険者等は、あらかじめ健康保険組合に対して申請を行い、猶予証明書の交付を受けるものとする。なお、平成 29 年 2 月以前からの猶予対象被保険者等については、平成 29 年 3 月以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、健康保険組合にて配慮していただきたいこと。
- ③ 一部負担金の徴収猶予の取扱いについては、平成 18 年 9 月 14 日保保発第 0914003 号「健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」を参考とすること。

なお、当該通知「1 一部負担金等の徴収猶予」において、「6ヶ月以内の期間を限って、」については、今般の徴収猶予期間の延長を考慮し、「当面」と読み替えることとすること。

また、猶予証明書の有効期限については、健康保険組合の実情に応じて、平成29年9月30日までの間で設定すること。

3 一部負担金等の免除を実施している場合の取扱いにつて

一部負担金等の免除を実施している健康保険組合におかれても、前記1及び2について同様の取扱いとすること。